

市民の皆様には、日頃よりご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、ご意見やアドバイスを頂き、大変感謝致しております。
私は、習志野市が「住みたいまち・住み続けたいまち」を目指して
これからも邁進して参ります。



道路拡幅に向けて、一步前進！！

公共交通不便地区及び空白地区が一部存在する秋津地区において、京成バスルートの延伸を図るとともに、その上で道路の拡幅及び歩道整備のため、県立津田沼高校用地の一部を取得する為の予算が付きました。(公有財産購入費 4,950 万円)



県立津田沼高等学校西側の道路は歩道が無いので通勤・通学のための自転車走行が危険で安全確保が必須とされ、20年近く道路の拡幅を要望して参りました。

今回、京成バスルートの延伸を兼ねる前提で、道路拡幅を検討する運びとなりました。

是非、地元のご理解を賜り一日も早く市民の安全確保に繋げて参りたいと思います。

谷津地区からも、新習志野駅方面への京成バスルート延伸要望と歩道・自転車道確保の要望が出されています。

谷津干潟遊歩道

県立津田沼高校グラウンド

購入予定用地

鮎川の一般質問から 「地域共生社会」の実現に向けて

平成 30 年第 1 回定例会においては、今後の“超高齢化社会”に向けて国が示す「地域共生社会」を実現するために、本市の行政と地域住民がどの様に連携しながら取り組んで行くべきか！第 2 弾として、「地域包括ケアシステム」の取り組み状況と将来像について質問致しました。

日本は人口減少に伴い、生産年齢人口からの歳入が減少する一方、社会保障費の歳出は増加の一途を辿っております。

老々介護、80歳の親が50歳の子どもを介護等、もはや他人事には出来ない現象が起きており、行政保障に加え、押しつけとならない地域住民の協力が求められています。

言わば、向こう三軒両隣の支え合いが世の中を救う一端になって来るのではないのでしょうか。

私は、これらの連携の仕方や補助制度を協議しながら、住みたいまち・住み続けたいまちを目指します。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

「各福祉法」の改訂に伴い、本市の体制がどう変わるのか？将来に向けて、小中学校時期からの福祉教育の必要性！包括的支援体制のための担い手の発掘と活用等を質問しました。

本市は、高齢者分野における地域包括ケアシステムの構築を先行して取り組んでおり、構築したノウハウを活用して、高齢者分野以外にも適用範囲を広げ、包括的な相談支援体制の整備を進めて行くとの事から、市民が無理なく協力できる“体制づくり”に、今後も積極的に関わって参ります。



▶個人で家事支援等のちょっとしたボランティアをしてみたい！と考えている方は、社会福祉協議会の「住民参加型家事支援等サービス事業」047-452-4161 または、下記にお問い合わせ下さい。

高齢者相談センター名	所在地	電話番号	担当地区
谷津高齢者相談センター	谷津5丁目16番33号 谷津コミュニティセンター内	047-470-3177	谷津・谷津町・奏の杜
秋津高齢者相談センター	秋津3丁目4番1号 総合福祉センター内	047-408-0030	袖ヶ浦・秋津・香澄・ 茜浜・芝園
津田沼・鷺沼高齢者相談センター	津田沼5丁目12番12号 庁舎分室(サンロード津田沼)6階	047-408-1600	津田沼・鷺沼・藤崎・ 鷺沼台
屋敷高齢者相談センター	屋敷4丁目6番6号 東部保健福祉センター内	047-409-7798	花咲・屋敷・泉町・ 大久保・本大久保
東習志野高齢者相談センター	東習志野2丁目10番3号 地域交流プラザ「プレーメン習志野」内	047-470-0611	実籾・新栄・東習志野・ 実籾本郷

皆様からのご意見・ご要望は、FAX 047-452-0781 まで、お願い致します。